

2022年7月15日
専門学校東京医療学院
校長 武田 淳史

新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（第4版）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症対策について当校が掲げる対処方針「新型コロナウイルス感染症対策に係る当校の方針について」に基づき、当校学生が学校生活上で留意すべき点を下記のとおり明示し、これをコロナ禍における当校の「新しい生活様式」とする。

長期間にわたって対策を講じながら学修機会の確保を図る必要があることを念頭に、継続的に徹底していただきたい。

2. 感染症予防策の徹底

(1) 3密の回避

- 十分な身体的距離を確保するため、講義室よりも広い実習室を教室として利用し、**着席時前後左右に1m以上の距離**を確保する。
- 学内における休憩時間等の日常生活においては、**学生同士及び教職員との距離は1m～2m確保**する。
- エレベーターの**同乗は原則4人まで**とし、会話を控える。
- 更衣室の利用は、**利用者同士の距離を1m以上確保**する。
- 食事は非対面**で、会話を控える。
- 授業中を含め、原則として**教室の窓とドアは換気のため常に開放**する。天候等の状況により常時開放が困難な場合は30分に1回以上換気する。

(2) 施設利用

- 登校時間（校内滞在可能時間）を次の通り指定**する。ただし、事務室に事前報告することで指定時間外に空き教室を使用することができる。
 - ※ 空き教室がない場合や、3密の回避が困難と判断された場合は指定時間外の施設利用は許可されません。
- <指定時間>
 - 昼間部 8：15 ～ 16：45
 - 夜間部 17：15 ～ 21：40
- 図書室での学修活動及び就職活動上の利用を可能とする**が、3密の回避を念頭に利用者数を都度調整する。調整は図書室員の判断による。なお、前述の指定時間以外での利用も可能とする。
- 各学科、学年の使用教室を次の通り指定**する。ただし、教職員の指示により適宜変更

することがある。

<指定教室> ※前述の指定時間を厳守すること

昼間部 1年生：5階 基礎医学実習室

2年生：7階 講堂

3年生：3階 日常動作訓練室・普通教室

夜間部 1年生：5階 基礎医学実習室

2年生：7階 講堂

3年生：2階 普通教室

4年生：4階 普通教室、6階 義肢装具加工室

(3) 手指アルコール消毒、正しい手洗い・咳エチケット

- 各フロアに設置してある**アルコール消毒液**でこまめに**手指を消毒**し、手洗いの際はタオルやハンカチを共用せず、毎日交換し持参したものを使用する。
- マスクは原則として**自身で準備し適切に着用**する。忘れた場合は事務室に申し出る。

(4) 毎日の検温、健康観察

- 登校前には必ず検温**し、自身の健康状態を把握する。万が一、検温できなかった場合は登校時に事務室へ申し出る。
- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合はもちろん、比較的軽い風邪の症状がある場合にも、**直ちに学校へ報告し居住の管轄保健所等に相談**する。

(5) 日々の健康記録及び報告

- 登校前の検温結果や健康状態を毎日記録**し、記録内容を学校へ報告する。
※ 健康管理アプリ「健康日記」を使用してください。特段の事情により使用できない場合は、その旨事務室へ申し出てください。

3. 教育活動の継続

(1) 学校行事

- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を把握し、実施の可否を都度判断する。

(2) 授業時間（学修の機会）の確保

- 必要に応じ、各学科、学年における授業計画、授業方法並びに評価方法の見直し及びオンライン授業や分散登校等を実施する。
- 必要に応じ、当校が定める休業期間や祝日などを活用し授業等を実施する。

(3) 感染リスクが高まる活動への配慮

- 実習、演習科目等の身体接触を伴う科目は、授業時間内でも適時アルコール消毒を

するなど感染防止に配慮のうえ、必要最低限の活動にとどめる。

4. 支援が必要な学生の早期発見・早期把握、心のケア

(1) 相談体制

- 少人数担任制度を活かし、教員－学生間の適切なコミュニケーションを図る。状況に応じて**外部相談窓口「こころとからだのホットライン」**を利用する。
- 適宜、学生対象アンケートを実施する。

(2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

- 感染症に関する適切な知識を身につけ、**感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別を防止する。**

5. 臨時休業・出席停止

(1) 臨時休業

- 学生、教職員、来校者等の感染が判明し、その者が感染力を持って校内に在留していた場合、校内の消毒が完了し濃厚接触者が特定されるまでの間、「新型コロナウイルス感染症対策に係る当校の方針について」に基づき、一部または全ての教育活動を停止し臨時休業とすることがある。(中央区保健所及び東京都福祉保健局と相談し対応する)
- 感染の疑いがあると判明した段階では、原則、臨時休業は実施しない。

(2) 出席停止

- 感染が判明した場合あるいは濃厚接触者に特定された場合、または感染力を持つ感染者と接触した場合など、「新型コロナウイルス感染症対策に係る当校の方針について」に基づき出席停止とすることがある。

(3) 地域の感染状況が応じた対応

- 地域の感染状況を踏まえながら、本ガイドラインの内容を適宜変更し対応する。

以上